

番号	内容	関係条項
13	バイオマス発電施設を設置する場合、開発許可は必要か	法第4条第12項

バイオマス発電施設が電気事業法第2条第1項第16号に規定する「電気事業」を行うための同項第18号の「電気工作物」に該当するときは、都市計画法第29条第1項第3号の「公益施設」に該当するため、開発許可は不要です。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）では、バイオマス発電施設を設置する土地も、同法第2条第1項第1号に規定する「宅地」に該当するものとして取り扱います。都市計画法に基づく開発許可が不要であっても、当該土地が、同法第10条の宅地造成等工事規制区域又は同法第26条の特定盛土等規制区域内に所在し、同法に規定する宅地造成等に関する工事を行う場合は、同法第12条第1項又は同法第30条第1項に基づき工事の許可を受ける必要があります。

許可申請等の手続きは、『盛土規制法に関する許可申請等の手引き』をご参照ください。

URL： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/266590.pdf>